



長期低利の融資でトラック業界の近代化を

第47回（令和5年度）近代化基金

融資申込み公募の

しおり

この融資は“一般融資”と“ポスト新長期等規制適合車融資”の2種類の融資を公募いたします。

* この融資の目的 *

この融資は、運輸事業振興助成交付金をもって基金を創設し、利子補給による長期低利の融資を推進してトラック運送事業の近代化・合理化及び環境対策をはかるためのものです。

令和5年6月

第 47 回近代化基金融資申込み公募要綱

一般融資、

ポスト新長期等規制適合車融資 共通事項

- ☆融 資 総 枠 16 億円（一般融資 2 億円、ポスト新長期等規制適合車融資 14 億円）
- ☆公 募 期 間 令和 5 年 6 月 9 日から令和 5 年 7 月 8 日まで
- ☆融 資 対 象 者
1. 個別企業
当社が岐阜県にあって、貨物自動車運送事業法による許可を受けた事業者で、6 ヶ月以上（一社）岐阜県トラック協会の会員資格を有し、かつ事業を継続している者に限る。
 2. 共 同 体
上記の者で組織する共同体（任意のものは含まない）
いずれも商工組合中央金庫と取引資格のあるもの。
- ☆融 資 条 件
1. 貸出利率
商工中金の所定利率による
 2. 据置期間
6 ヶ月以内
 3. 償還方法
元金均等償還とする。但し、端数は最終償還日で調整するものとする。
 4. 担保・保証人
商工中金の定めるところによる。
- (注) この基金によって融資を受ける者は、商工中金に預金口座を設け、且つ当該口座から設備代金を納入業者（販売主・施工主）に直接振込むものとする。
尚、（一社）岐阜県トラック協会は債務の保証はしないので、商工中金の融資規則に準拠しないものについては融資を受けることは出来ない。
- ☆利 子 補 給 この制度融資の借入者への利子補給は、借入者が取扱金融機関に対し利息を支払うときに、（一社）岐阜県トラック協会が商工組合中央金庫へ、利子補給金を支払うことにより行われます。
- ☆取 扱 金 融 機 関 商工組合中央金庫岐阜支店（TEL 058-263-9191）及び商工組合中央金庫高山営業所（TEL 0577-32-3353）
- ☆申 込 先 〒501-6133 岐阜市日置江 2648 番地の 2
（一社）岐阜県トラック協会
TEL 058-279-3771
- ☆申 込 方 法 所定の申込書により公募期間満了日までに必着するよう申込むこと。
- ☆申 込 期 限 令和 5 年 7 月 8 日必着
- ☆融資推薦適否決定 令和 5 年 7 月 31 日
通知予定日
- ☆推薦通知書の有効期限 令和 6 年 3 月末日まで

- ☆融資枠超の場合 融資推薦額が融資総枠を上回った場合は、本制度の融資実績の無い者を最優先し、過去の融資実績、繰り上げ償還等を勘案して、公平を旨として決定する。
- ☆留意事項 推薦通知は、融資の決定とは異なります。
推薦は、融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認し証明するものであり、その後取扱金融機関の返済能力等の審査を経て融資の可否が決定されます。
- ☆その他 この要綱に定めのない事項は、(一社)岐阜県トラック協会制定の近代化基金運営要領および同取扱細則の定めるところによる。

A. 一般融資

- ☆融資対象事業
 1. トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
 - ①近代化・合理化のための事務機器（コンピュータ・ソフトウェア等）の設置購入に要する資金を含む。
 - ②設備の「補修・改修」に要する資金を含む。
 2. 福利厚生施設の整備に要する資金 [男女別施設（トイレ、更衣室、休憩室等）を含む]
 3. 荷役機械購入に要する資金
 4. 車両購入に要する資金
 5. 低公害車（CNG車・ハイブリッド車）及び省エネ関連機器（EMS用機器及びドライブレコーダー等）導入に要する資金

- (注) 1. 推薦融資の対象となるのは、令和5年度において投資される資金であり、投資の時期は資金の支払いで判断するものとする。
2. この融資制度の適用を再度受けようとする場合は、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還が行われていること。
- ①融資残高がある場合の申込みについては、融資限度額より残高を差し引いた額を上限とする。

- ☆融資条件
 1. 融資限度額 個別企業体 3,000万円 共同体1億円
 2. 償還期間
10年以内。但し、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内。(車両については5年以内(中古車可))

☆利子補給率

期間1年以上 10年以内の貸付	個別企業体	協同組合等の共同体
	年 0.4%	年 0.4%

貸出利率が利子補給率を下回る場合は、貸出利率と同率とする。

B. ポスト新長期等規制適合車融資

☆融資対象事業 ポスト新長期等規制適合車の購入に要する資金（代替の必要なし）

（注）推薦融資の対象となるのは、令和5年度において投資される資金であり、投資の時期は資金の支払いで判断するものとする。

☆融資条件 1. 融資限度額 個別企業体 5,000万円 共同体 5,000万円
 2. 償還期間 5年以内（中古車可）
 3. 再融資の制限 なし

☆利子補給率

期間1年以上 5年以内の貸付	個別企業体	協同組合等の共同体
	年 0.4%	年 0.4%

貸出利率が利子補給率を下回場合は、貸出利率と同率とする。

☆排ガス識別記号

1. ポスト新長期等規制適合車の識別記号（3桁の組合せ記号となります。）

1桁目			2桁目			3桁目		
排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号	燃料の別	ハイブリッドの有無 (重量車燃費基準達成又は適用状況)	識別記号	用途	重量条件等	識別記号
平成21年 規制	無 (ディーゼル乗用 PHPを除く)	L	ガソリン・ LPG	有	A	貨物 乗合	軽自動車	D
	無 (ディーゼル 乗用 PHP)	F		無	B		車両総重量が1.7トン以下	E
	50	M	軽油	有	C		車両総重量が1.7トン超、 3.5トン以下	F
	75	R		無	D		車両総重量が3.5トン超	G
	10	Q		有(達成 重量車)	J			
		無(達成 重量車)		K				
		有(5%達成 重量車)		N				
平成22年 規制	無	S	CNG	無(5%達成 重量車)	P			
	10	T		有(10%達成 重量車)	Q			
平成28年 規制	無	2		無(10%達成 重量車)	R			
				有(15%達成 重量車)	S			
				無(15%達成 重量車)	T			
			有	E				
			無	F				

（例） 28年排出ガス規制
 軽油車でハイブリッド無（重量車燃費基準+10%達成）車両総重量が3.5トン超
 → 識別記号（型式）は、「2RG-」となる。

2. 排ガス規制の適用を受けない自動車の識別記号

1桁目			2桁目			3桁目	
排出ガス規制年等	低排出ガス認定	識別記号	燃料の別	ハイブリッドの有無	識別記号	用途など	識別記号
Z			電気	電気	A	貨物	B
			燃料電池	水素（圧縮水素）	B		

C. そ の 他

☆商工中金との貸出取引資格の具備

融資推薦を受けた申込人は、次のいずれかに該当する商工中金との貸出取引資格を具備しなければならぬ。

- (イ) 商工中金に対し出資をしている協同組合等の団体又はその構成員であること。
- (ロ) 商工中金の代理店となっている信用組合の組合員であること。

但し、この場合は、商工中金と直接取引はできず、信用組合を通じてのみ代理貸付を受けることができる。

☆問 合 せ 先

本制度についてのお問合せは、次へお願いします。

(一社) 岐阜県トラック協会 TEL 058-279-3771

☆商工中金あて借入申込み

融資推薦決定通知を受けた方は、同通知書写を添えて直ちに商工中金に借入申込みを行って下さい。申込用紙は商工中金で受領し、その指示により作成して下さい。

なお、商工中金に借入申込みを行うときは、前記の商工中金貸出取引資格を具備して下さい。

☆商工中金あて提出書類

商工中金に対する融資申込みに必要な書類は概ね次のとおりです。あらかじめ準備して下さい。

- ① 決算書（3期分、明細書・申告書（写）を含む。但し、既にいただいている場合は不要です。）
- ② 担保・保証人調（不動産担保の場合は登記簿謄本添付）
- ③ 車両または建物の最新見積書（建物の場合は平面図と所在地案内図添付）
- ④ 融資申込日が決算日から半年以上経過している場合は、最新試算表及び銀行取引状況
上記書類以外のものを追加でお願いすることもありますので、あらかじめご了解下さい。

☆利子補給金額の支払方法

利子補給金額は、商工中金から通知される利子補給予定表により、借入者の委任に基づき（一社）岐阜県トラック協会から商工中金に直接支払われます。

☆設備完成報告

設備が完成（購入）したときは、所定の様式により速やかにその報告書を提出して下さい。

☆代替・減失報告

借入金が残存している場合に対象物の全部又は一部が代替減失したときは、所定の様式によって1ヵ月以内に報告書を提出して下さい。〔期限前償還となる〕